第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策６　猪名川と自然・環境保護

２－６－１　自然環境の保護と利活用

現状と課題

○豊かな自然と調和したまちのあり方や暮らしに価値が見出されています。
○清流猪名川を取り戻そう町民運動実行委員会は、住民意識が醸成されたことから解散しました。
○町内の子どもを交えた環境保全の企画・立案・参画を実施しています。
○松くい虫被害木の伐倒駆除及び竹林伐採の助成により森林整備及び再生を進めています。
○特定外来生物の捕獲を進め、農作物等への被害対策を行うとともに、在来種の保護につなげています。
○環境交流館※において、新たに希少水生生物保全の取り組みを推進しており、活用方法やＰＲ手法の検討が必要です。

施策の基本方針

猪名川や里山林など猪名川町の誇りである自然環境の保全・育成に努めるとともに、環境への負荷を最小限に抑えた秩序ある自然の利活用を推進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
環境交流館※入場者数	219 人	1,200 人

※平成 25 年は 11 月～3月

取組内容

① 清流猪名川など水環境の保全

○清流猪名川を代表する水生生物の保全や恵まれた自然を PR する拠点として、環境交流館※の活用を図ります。
○まちづくり協議会などの河川環境の保全を図るための活動を促進します。

② 森林・里山の保全

○水源涵養や災害防止など森林機能の維持向上及び里山再生を図るため、公共施設へのペレットストーブ※導入、薪・ペレットストーブ※への助成等を行うことで資源の有効活用に努めます。
○里山林所有者、住民、行政の協力による里山教室や動植物とふれあう機会の創出などの環境学習機会の創出による有効活用を図ります。（未来創造交流会提案より）

③ 生態系の維持・回復

○貴重な生態系の維持のため、生息環境の保全や環境意識の啓発を図ります。
○希少水生生物であるメダカを保護するための条例の制定などの検討を行い、環境交流館※を中心とした取り組みにより、希少生物や在来種の保護を図ります。
○特定外来生物の捕獲を進め、農作物等の被害や在来種への被害を防ぐため、住民への啓発を行います。

※環境交流館：20 ページ脚注参照。
※ペレットストーブ：15 ページ脚注参照。

④ 自然環境と調和した開発

○各種規制に基づき、計画的で適正な土地利用、環境への負荷を最小限に抑えた自然環境と調和した開発を図ります。

⑤ 環境学習や自然とふれあう機会の拡大

○環境交流館※を、いつでもだれでも環境について学べる場所として活用します。

○子どもたちが安心して自然にふれあうことができるよう、河川や里山の整備、環境ボランティアの活動などを支援します。（未来創造交流会提案より）

○ボランティア育成のため、里山の整備を体験してもらう機会を提供し、ボランティア活動への関心を高める取り組みを行います。

○環境ボランティアの協力のもと、環境学習につながる出前講座などの充実を図ります。（未来創造交流会提案より）

住民の役割

○里山の保全活動や環境団体等が実施する出前講座などに参加し、環境保全のために自分たちができることを学び、実践しましょう。

関連分野別計画

○環境基本計画
○里山再生基本構想及び実行プログラム

環境交流館

※環境交流館：20 ページ脚注参照。

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策６　猪名川と自然・環境保護

２－６－２　環境問題への取り組みの強化

現状と課題

○公害対策として県と連携した指導及び定期的な監視活動、パトロールや住民通報による未然防止や改善指導を行っています。
○毎年環境月間の６月に開催される環境展やいながわまつりで環境保全のPRを行っています。
○環境衛生推進協議会と住民が主体となり、年２回のクリーンアップ作戦を実施しています。
○地球温暖化を抑制するため、エネルギー消費や廃棄物の発生の抑制、再利用可能な資源の積極的な活用が求められています。

施策の基本方針

地球環境問題への住民・事業者の理解を深め、省資源・省エネルギー化、自然エネルギーの有効利用を促進するとともに、住民・事業者・行政の協働による公害防止対策を推進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
クリーンアップ作戦などへの住民の参加者数	8,100 人	10,000 人

取組内容

① 環境問題への意識啓発

○環境月間に開催する環境展や、環境住民会議が発行する地域の環などを通じ、環境保全の啓発を進めます。

② 地球環境保全対策の推進

○地球環境問題への住民・事業者の理解を深め、省資源・省エネルギー化、自然エネルギーの有効利用を促進します。

③ 公害防止対策の充実

○住民・事業者・行政の協働による公害防止対策を推進します。
○騒音・振動・臭気等について、関係機関と連携し、事業所への監視指導体制を強化します。

④ 土砂採取規制の推進

○定期的なパトロールや住民通報により、不法な土砂採取を未然に防止し、土砂採取規制を推進します。

⑤ 住民が主体となった取り組みの推進

○環境交流館※を中心に環境団体との連携、地域住民や学校などの参画による住民の主体的な環境活動につなげます。
○快適な地域環境を守るため、クリーンアップ作戦への参加を促進します。

住民の役割

○環境保全や温暖化防止に向けた意識を持つとともに、クリーンアップ作戦など、地域における活動に参加しましょう。

関連分野別計画　○環境基本計画

※環境交流館：20 ページ脚注参照。

施策７　公園・緑地

２－７－１　公園の整備・充実と適正配置

現状と課題

○猪名川町の一人あたりの都市公園面積は、全国平均を大きく上回っていますが、多くがニュータウン開発により整備されたものであるため、整備後 40 年近く経過したものもあります。
○『公園緑地整備保全方針』を 2011 年（平成 23 年）３月に策定しました。
○地域の住民が参加するワークショップ※により公園のリニューアルを実施しています。
○住民の年齢層の変化により計画的な公園のリニューアルが必要ですが、財政的な負担が大きくなっています。

施策の基本方針

地域の特性に応じた魅力ある公園整備に努めるとともに、住民参画による公園づくりを進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
公園整備率	6.52%	10.86%

取組内容

① 魅力ある公園の整備と適正配置

○『ふれあい公園（総合公園）』を中心とした、地域に根ざした魅力ある公園整備を行います。
○老朽化した公園について、ワークショップ※方式による住民参画を進めながら、地域に愛される公園整備に取り組みます。
○レクリエーション機能や防災機能など幅広い機能を備えた公園や、新名神高速道路の整備に合わせた親水公園などの新設を図ります。

② 住民参画による公園づくり

○公園の整備・活用にあたり、住民の意見を把握するため、ワークショップ※方式による住民参画を図り、地域のニーズに沿った特色ある公園づくりを進めます。

住民の役割

○公園整備に関するワークショップ※への参加により、自分たちが使いやすい公園づくりに協力しましょう。

関連分野別計画

○公園緑地整備保全方針

※ワークショップ：20 ページ脚注参照。

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策７　公園・緑地

２－７－２　維持管理体制の充実

現状と課題

○2008 年（平成 20 年）に実施した遊具の施設点検結果を基に対策が必要な施設の撤去を進めました。
○アドプト※制度の登録団体が増加しており、今後さらに住民の協働を得る取り組みが必要とされています。
○設置後 40 年近くが経過した公園の計画的な整備が必要となっています。

施策の基本方針

住民の参画による公園・緑地の維持・管理の充実、遊具や照明等の設備の改善・充実を計画的に進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
公園アドプト※制度の導入件数	26 団体	32 団体

取組内容

① 既存の公園・緑地の充実

○既設公園について、適切な遊具の管理・更新、施設の改善などにより、だれもが安全に利用できる環境の確保を図ります。
○通常の維持管理に加え、アドプト※プログラム制度を活用し、花を植えるなど公園の魅力を高める取り組みを促進します。

② 住民主体による維持管理の促進

○アドプト※プログラム制度の PR を行い、地域住民や各種団体による公園・緑地の維持管理の推進を図ります。

住民の役割

○アドプト※プログラムへの参加により、地域の公園の維持管理、公園の魅力を高める取り組みに協力しましょう。

関連分野別計画　○公園緑地整備保全方針

※アドプト：20 ページ脚注参照。

施策７　公園・緑地

２－７－３　緑化の推進

現状と課題

○町内すべての小学校において、学校里山林が整備されていますが、十分に管理されていない学校里山林があります。
○ニュータウンにおいては、街路樹や公園整備により緑化が進められています。
○自治会や、幼稚園、小中学校などによる緑化運動や花づくり運動が行われています。

施策の基本方針

猪名川町が有する自然の魅力と合わせ、まちの緑化を推進することで、身近な緑を確保し、緑あふれるまちづくりを進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
緑化・花づくり事業実施団体数	16 団体	20 団体

取組内容

① 緑化の推進

○学校や道路などの公共施設の緑化を計画的に推進します。
○花の苗や花木の苗木、園芸資材の無料配付など、緑化・花づくりに関する事業について、県との連携により、参加団体の増加、住民の意識啓発を図ります。
○桜やそばの花など、花をテーマとしたまちの魅力の発信を行います。（未来創造交流会提案より）
○森林ボランティアの協力を得て、学校里山林の管理を行います。

住民の役割

○全町的な緑化・花づくりへの参加を行うとともに、桜の植樹など、地域の魅力を高めるための取り組みの企画・実行に協力しましょう。

関連分野別計画

○公園緑地整備保全方針
○里山再生基本構想及び実行プログラム

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策８　景観

２－８－１　魅力ある景観の形成

現状と課題

○公共建築物などは、景観形成協議会で意見を集約し、周辺との調和が図れるよう誘導しています。
○銀山地区など歴史的景観を有する地域、山林と調和した集落などの景観のあり方について検討が必要です。

施策の基本方針

自然景観や歴史的景観などの保全と、良好な市街地景観の創出など、魅力ある景観の形成を進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
違反広告物の撤去率	100.0%	100.0%

取組内容

① ふるさと景観の保全と創造

○森林や水辺空間などの自然環境や寺社、史跡、歴史的建造物、古くからのまちなみなど歴史的景観、棚田などの保全、遊休農地を活用した美しい景観づくりを進めます。

② 景観に配慮した開発の促進

○市街化区域の住宅地は、地区計画整備計画を策定し、適正な指導、助言を行い、市街地の良好な景観形成を図ります。

③ 公共物の景観への配慮

○公共建築物の建設、道路や橋りょうの整備、公共サイン※などは周囲の景観に調和したデザインや色彩の導入を行います。
○河川改修などの国・県等の公共事業について、自然環境に調和する工法等の導入を要請します。

④ 屋外広告物の適正配置の促進

○屋外広告物の設置にあたっては、兵庫県屋外広告物条例に基づき、まちなみに配慮したデザインや色彩になるよう、適正な指導を行います。
○住民の協力のもと、違反広告物や景観にそぐわない広告物の撤去を行います。

住民の役割

○違法広告物等を発見した際に通報するなど、良好な景観形成に協力しましょう。

※公共サイン：不特定多数の人が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称。

施策８　景観

２－８－２　住民参加の景観づくり

現状と課題

○大規模住宅地などは、住民の意思を反映した地区計画を策定し、景観を含むまちづくりのルールを作成しました。
○まちづくり協議会などが景観を含めたまちづくりのルールを促進するなど、住民の主体的な景観形成への取り組みを充実させる必要があります。

施策の基本方針

住民や事業者の意識の高揚を図るとともに、住民参加の計画づくりを進め、地域が一体となった景観形成を進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
景観形成協議会※開催回数	１回	２回

取組内容

① 景観形成を担う体制づくり

○景観行政について協議・調整を行う場である景観形成協議会を通じて、住民や関係者の意見の把握と反映に努め、行政とともに景観形成を担う、住民活動の育成を図ります。
○公共施設などの整備については、景観形成協議会を通じ、周囲と調和した景観形成の誘導を図ります。

② 景観意識の高揚

○住民や事業者の景観に関する意識の高揚を図るため、広報誌やホームページなどを通じて普及・啓発の推進に努めます。

③ 住民主体の景観づくりの促進

○道路敷や公園に加え、道路の法面や公共スペースにも、住民主体のボランティアによる花を活かした景観形成を進めます。

④ 空き地・空き家等の適正管理

○環境の保全と創造に関する条例に基づき、適正に指導・誘導を行います。
○指導条例の検討を行うとともに、自治会との連携を強化し、空き地・空き家の管理者の協力のもと、適正な管理につなげます。

住民の役割

○地域における景観形成の担い手として、主体的な景観づくり活動に参加しましょう。

関連分野別計画

○公共サインゲートサイン計画

※景観形成協議会：優れた景観を創造するとともに、魅力あるまちづくりと文化風土の醸成に寄与することを目的として、町が行う景観形成施策に対して意見を行う。学識経験者、住民の代表、町関係職員で構成される。

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策９　環境衛生

２－９－１　し尿収集・処理体制の充実

現状と課題

○下水道処理区域外における浄化槽の維持管理については、水質汚濁の防止、住環境の整備に努めています。
○多額の施設改修費用を必要とするため、下水道処理区域外の小型合併浄化槽の整備が進んでいない状況にあります。
○老朽化により、し尿処理施設の維持管理が課題となっています。

施策の基本方針

地域の実情に応じた、し尿処理体制の確立と施設の適正な維持管理のための啓発と支援に努めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
合併処理浄化槽新規設置数	１基	５基

取組内容

① し尿収集・処理体制の充実

○下水道処理区域内の合併・単独浄化槽設置者及び、し尿汲取り家庭について、早期の下水道への切り替えの啓発を行います。
○下水道処理区域外地域においては、合併浄化槽設置の啓発を行うとともに、収集及び処理体制の適切な維持管理を行います。
○広域的な処理体制の構築に向けて協議を進めます。

住民の役割

○下水道処理区域内の住民においては、下水道への切り替えへの協力を行うとともに、浄化槽設置者は、適切な維持・管理を行いましょう。

施策９　環境衛生

２－９－２　ごみの排出抑制の推進

現状と課題

○ごみの減量化を図るため、ごみの分別（９種 17 分類）やコンポスト※の普及促進などを実施し、ごみの再資源化を行っています。
○再生資源の集団回収を推進し、実施する団体に再生資源集団回収奨励金を交付しています。
○産業廃棄物の保管施設の定期的な立ち入り調査を行っています。
○不法投棄等を防止するため、監視カメラを町内の主要箇所に設置し、監視を強化しています。

施策の基本方針

ごみの減量化やリサイクル運動、不法投棄対策などを推進し、美しく暮らしやすい生活空間の実現と循環型社会※の構築をめざします。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
一日一人あたりのごみ排出量	800ｇ	750ｇ

取組内容

① ごみの減量化と資源化の推進

○大型商業施設、コンビニなどにおいて、店頭回収の推進及び、レジ袋の使用削減とマイバック、マイかごの奨励を進めるなど、ごみの減量化、資源化の啓発をしていきます。
○環境学習や再生資源集団回収団体への奨励金などにより、地域におけるごみの資源化意識の高揚を図ります。

② 産業廃棄物の適正処理

○産業廃棄物の保管施設に定期的な立ち入り調査を行い、適正な指導を行います。

③ 不法投棄防止対策の強化

○不法投棄未然防止協議会の活動により、県・警察等と連携を図りながら、監視の強化及び、不法投棄を許さないまちづくりを推進するとともに、住民モラルの向上に努めます。

住民の役割

○ごみの分別、リサイクルなど、日常生活の中でごみの減量化・資源化に協力するとともに、ポイ捨てや、ペットの糞の不始末、不法投棄などを許さない地域づくりを行いましょう。

関連分野別計画

○環境基本計画
○ごみ処理基本計画
○ごみ減量化計画

※コンポスト：、有機物を微生物によって完全に分解した肥料（堆肥）。ここでは生ごみ堆肥化容器のこと。
※循環型社会：15 ページ脚注参照。

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策９　環境衛生

２－９－３　火葬場の適正な管理運営

現状と課題

○指定管理者制度を導入し、火葬場及び斎場施設の維持管理を実施しています。
○2010 年度（平成 22 年度）に２炉を更新するとともに、利用者に配慮した施設の改修・駐車場整備を行い、現在は３炉による運営を行っています。
○指定管理者の資質向上を図り、火葬場のより適正な管理運営を行います。

施策の基本方針

高齢化の進行などを踏まえつつ、火葬場の適正な運営に努め、利用者に配慮した施設として適切な維持・管理を促進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
斉場（ホール）利用者日数	122 日	150 日

取組内容

① 火葬場の適正な管理運営

○今後の高齢化による需要の増加を踏まえ、指定管理者制度による火葬場の適正な管理運営を行います。

施策 10　良好で快適な住環境

２－10－１　良好な住宅・宅地の供給

現状と課題

○全国的な傾向として、都市部への人口の一極集中が進んでいます。
○大島・楊津小学校区、阿古谷地区において特別指定区域の指定を行い、良好な住環境の保全を図るとともに、町外への人口流出の防止、Ｕターン者の住宅建設がしやすい施策の導入を行いました。
○既設公営住宅などの改修や、民間開発による良質な宅地開発の促進を図っていくことが必要です。

施策の基本方針

住宅ニーズへの対応と安全・快適な住まいづくりに向け、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図るとともに、公営住宅の適正管理に努めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
新規住宅開発戸数	436 戸	554 戸

取組内容

① 住宅・宅地供給の誘導

○新規の住宅ニーズに対応するため、進行中の造成工事、開発協議中のものも含めて、自然環境との調和に配慮しながら、適正な指導を行い、良好な住宅・宅地の供給を促進します。
○新名神高速道路の開通に伴う町南部の土地利用計画、地区整備計画等の柔軟な対応による、住宅・宅地の確保について検討します。
○空き家の実態調査を行い、活用方策について検討します。

② 住宅取得の促進

○円滑な住宅取得が可能となるよう、住宅に関する身近な相談が受けられる体制づくりに努めるとともに、国・県などの各種支援制度の周知を図ります。
○大規模開発地の戸建化への変更用地の活用や、北部の特例措置団地の建築促進や必要に応じ、その他の地域における特例措置の導入、暫定措置基準団地の早期完了の指導・誘導を行います。

③ 公営住宅の計画的な整備・充実

○老朽化した町営住宅の改修及び福祉のまちづくりに対応したバリアフリー化、耐震化等の整備を促進します。

住民の役割

○猪名川町の良好な住宅・宅地の魅力を維持するため、環境や景観に配慮した良好な住宅づくり、宅地開発を行いましょう。

関連分野別計画　○都市計画マスタープラン

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・景観～

施策 10　良好で快適な住環境

２－10－２　だれもが暮らしやすい環境づくり

現状と課題

○高齢化が進行しており、特に同世代が多く住むニュータウン地域では、今後、同時期に住宅改造やユニバーサルデザイン※、バリアフリーに対応した環境整備の必要性、緊急性が高まることが予想されます。

施策の基本方針

高齢化に対応するため、だれもが暮らしやすい環境づくりを進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
住宅改造の件数	37 件	40 件

取組内容

① 生活空間へのユニバーサルデザイン※の導入・バリアフリー化の促進

○兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、だれもが暮らしやすく利用しやすいユニバーサルデザイン※の視点を導入した公共空間、居住空間の整備を図ります。

○住宅改造（バリアフリー化）にかかる支援を図るとともに、ケアマネジャー等を通じた制度の周知・啓発を図ります。

住民の役割

○住宅改造など、住宅のバリアフリー化を図り、高齢者や障がい者が住み慣れた自宅での生活を継続できるようにしましょう。

※ユニバーサルデザイン：23 ページ脚注参照。

施策 10　良好で快適な住環境

２－10－３　良好な住環境づくりの促進

現状と課題

○住宅の耐震診断に対する補助制度及び耐震改修制度の利用啓発を行い、災害に強い住宅づくりを行っています。
○住宅の耐震化は、対象となる建築物が昭和 56 年以前の建築となっているため需要が減少傾向となっています。

施策の基本方針

耐震診断や耐震改修等の普及・啓発などにより、災害に強い住宅づくりを促進します。また、太陽光発電や省エネルギー設備の配備など環境にやさしい住宅づくりを促進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
住宅の耐震化件数	18 件	30 件

取組内容

① 災害に強い住宅づくりの促進

○住宅の耐震診断に対する補助制度及び耐震改修制度の利用啓発を行うとともに、さらなる補助制度の導入を図り、災害に強い住宅づくりを行います。

② 環境にやさしい住宅づくりの促進

○太陽光発電、エコ住宅など、国や県の取り組みについて、情報提供などを行うことで、普及・啓発を図ります。

③ 健康被害対策の推進

○アスベスト※やシックハウス症候群※など、住宅に関する健康被害が発生した場合の適切な調査・指導などを行います。

住民の役割

○良好な住環境を維持するための情報収集、住宅の耐震化や、省エネ化などの整備に努めましょう。

※アスベスト：石綿とも言われ、耐久性、耐熱性などに優れ、安価なため建設資材、電気製品等、様々な用途に使用されてきたが、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると、肺がんや中皮腫の要因となることが指摘され、使用が禁止された。
※シックハウス症候群：新築の住居などで起こる、倦怠感・めまい・頭痛・湿疹・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状があらわれる体調不良の呼び名。